

第1章 群馬県水道ビジョン策定の趣旨

1-1 趣旨

(1) 水道の重要性、県内水道の歴史

水道は、生活に欠くことのできないライフラインであり、県民の生命と暮らしを守る重要な役割を担っています。

本県の近代水道の歴史は、高崎市で明治43年11月に県内最初の給水が開始されており、以降、大正14年に沼田市、昭和4年に前橋市、昭和7年に桐生市で給水が開始されています。その後、高度経済成長期に飛躍的に水道事業の整備が進み、平成28年度末には、水道用水供給事業が4事業、上水道事業が21事業、簡易水道事業が151事業、専用水道が126箇所、水道普及率は99.6%に達しています。

水道事業数は、平成の市町村合併や簡易水道の統合等により減少傾向にあり、この間、経営の合理化や老朽施設の更新、水質管理対策など水道事業経営に関するさまざまな取組が行われてきました。

(2) 水道事業が直面する課題

近年、水道を取り巻く環境の変化により、以下のようなさまざまな課題が浮き彫りとなってきています（図1-1）。

①水需要の減少に伴う料金収入の減少

原則として水道料金で運営されている水道事業は、給水人口の減少や節水機器の普及等により水需要が減少し、それに伴い料金収入が減少するなど、厳しい経営状況になることが見込まれています。

②施設老朽化による更新需要の増大

高度経済成長期に整備された多くの水道施設の老朽化が進行し、更新時期を迎えており、更新需要の増大により多額の施設更新費用が見込まれます。特に、水道管路の経年化率は年々上昇しているにもかかわらず、管路の更新が進んでいません。

③大規模災害の頻発を踏まえた危機管理対策

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震などの大規模な地震が全国各地で頻発しており、地震や災害に備えた対策の実施は喫緊の課題であり、今後、頻発する地震に備えた危機管理体制の構築が求められています。

④水道水源の水質汚染のリスク

多様化する水道水源汚染は、安全な水道供給への根幹を揺るがすことになりかねないことから、リスク対策の徹底を図る必要があります。

⑤職員数の減少による技術継承の問題

水道事業者の組織人員削減やベテラン職員の大量退職により、現在の水道技術職員への技術の維持や継承が課題となってきました。

以上のような諸課題に直面するなか、県民生活に密着した重要なインフラである水道の持続性を高める取組を進めていくことが喫緊の課題となってきました。

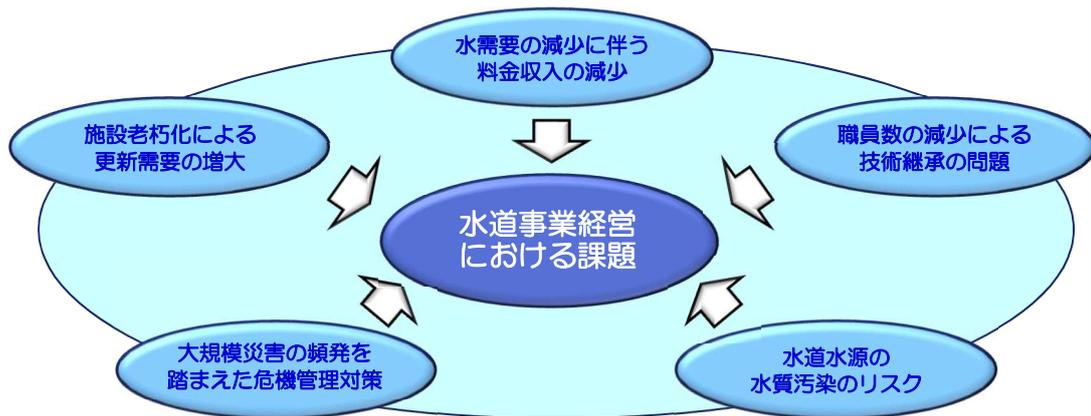


図1-1 水道事業経営における課題

（3）厚生労働省の新水道ビジョンの趣旨

水道を取り巻く環境の変化に対応するため、厚生労働省は、平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定し、50年、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示するとともに、その実現のための取組の方向性や実現方策及び水道関係者の役割分担を示しています。このなかで、都道府県に対しては広域的見地から地域の水道のあり方を示す「都道府県水道ビジョン」の策定を求めており、水道の諸課題解決と将来の理想像を実現させるためには、都道府県が管内の水道事業者等を包括して示すビジョンによる施策の推進が不可欠であるとしています。

（4）群馬県水道ビジョンの策定の理由、目的

本県における水道事業の諸課題を明らかにした上で、これまで築き上げられてきた安全、安心な水道を将来にわたって維持し、持続的に水道水の供給体制を確保するため、今後の県内水道が目指すべき方向性やそのための実現方策等を明確にすることを目的とした「群馬県水道ビジョン」を策定しました。

本ビジョンを通じ、水道に係わるすべての関係者が将来の理想像の実現に向けて一丸となり、将来にわたって持続可能な水道の供給基盤を確立することを目指します。

1-2 群馬県水道ビジョンの位置づけ

(1) これまでの水道に関する計画の内容について

本県では、昭和53年3月に「群馬県水道整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定しました。「基本構想」は、地域の自然的、社会的条件に応じつつ、水道の計画的な整備を図り、水需給の均衡や水道水質の安全確保等の諸問題の解決に資するため、県が県内全域の水道整備計画の方向性を明らかにしたもので、県内を5つの広域圏（県央、東部、西部、吾妻、利根）に設定し、水道用水供給事業の整備や各市町村施設の拡張・統合による水道事業の広域化等の検討を行い、地域ごとに施設整備、維持管理などの水道整備の基本方針を示してきました。

また、併せて昭和53年3月に「県央地域広域的水道整備計画」を策定、昭和60年10月には「東部地域広域的水道整備計画」を策定し、経済成長に伴う水需要の増加に対応する観点で水道整備を行ってきました。

(2) ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、基本構想で掲げた水道整備の基本方針を踏襲しつつ、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給し続けることを目指すため、水道関係者が共有する基本的な指針としての位置づけを図っています。

また2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの世界共通の開発目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」では、持続可能な世界を実現するために17の分野ごとの目標と、その下に169の達成基準が掲げられており、日本でもSDGsの達成に向けてさまざまなレベルでの取組が進められ、本県においても人口減少や超高齢化などの社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けてSDGsを推進することとしています。

水道に関連する内容としては、目標6に「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」が掲げられ、そのための達成基準の1つとして「2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する」が挙げられています（図1-2）。これに向けて、本ビジョンでは水道水質の安全性の確保に向けた取組等を推進するなど、SDGsの達成に向けた各種施策を推進していきます。



図1-2 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

【出典】 国際連合広報センター

(3) 水道事業ビジョンとの関連性

厚生労働省は水道事業者に対して、「新水道ビジョン」と「都道府県水道ビジョン」を踏まえた「水道事業ビジョン」を策定し、その内容の実現に向けた取組を進めるように求めています。

「群馬県水道ビジョン」は、本県における水道の基本的な指針として策定するものであり、今後の県内水道が目指すべき方向性やそのための実現方策等を明らかにするとともに、県内水道事業者と共有することで、各市町村等による新たな水道事業ビジョン策定の共通目標となることを期待して策定するものです（図1-3）。

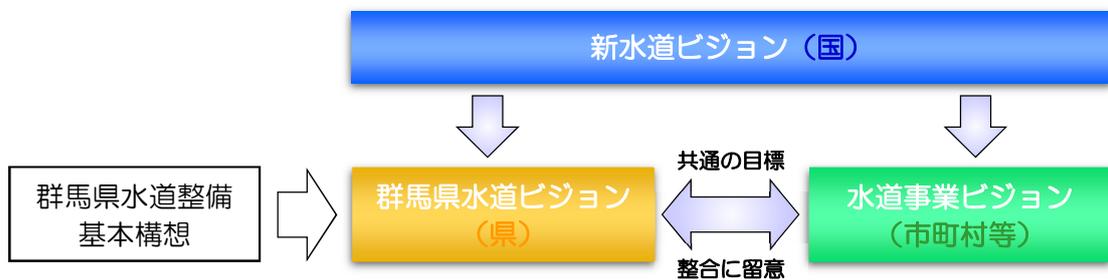


図1-3 群馬県水道ビジョンと新水道ビジョン(国)、水道事業ビジョン(市町村等)との関係図

1-3 対象地域

本ビジョンは県内全域が対象となります。

1-4 計画期間

水道施設の整備は、中長期にわたる計画に基づき実施されることから、50年先を視野に入れつつ、本ビジョンでは計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間とします。